

水戸地方裁判所委員会（第31回）及び水戸家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

1 開催日時 平成30年6月4日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 水戸地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

【地裁委員会委員】（五十音順 敬称略）

跡部尚子，荒井徹伊（家裁委員会委員を兼務），卜部晴比古，大和田基，北島重司，小西俊一，斉藤学，寺澤真由美，中里智美（委員長），仁瓶和弥，前田英子，村上信夫，村上正子

【家裁委員会委員】（五十音順 敬称略）

荒井徹伊（地裁委員会委員を兼務），大竹良彦，小川敏正，上方仁，小松崎哲，佐藤環，佐野欣一，長岡憲一，中山顕裕（委員長），橋本和雄，本吉弘行，矢代美智子，横地裕昭，渡邊昭

【事務担当者等】

河野郁江首席家裁調査官，池田友民事首席書記官，篠原和子刑事首席書記官，柳谷守昭家事首席書記官，中園敬地裁事務局長，橋爪正行家裁事務局長，内野洋地裁事務局次長，市川陽一家裁事務局次長，長坂浩之地裁総務課長，大下幸満家裁総務課長，山崎毅地裁会計課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（荒井委員〔地家裁委員〕，大竹委員〔家裁委員〕，前田委員〔地裁委員〕）

(2) 委員長代理の指名（前田委員を地裁委員会の委員長代理に指名）

(3) 本日のテーマ「裁判所の防災について」

①設備面の安全性，②地震発生時に予定されている行動計画，③被

災時に利用する備蓄品,④地震発生後における裁判所の業務継続等について、事務担当者から説明が行われた。

(4) テーマについて意見交換をした概要 (●委員長 (地裁), ○委員, △事務担当者)

● ここからは、本日のテーマについてご意見を頂きたいと思います。先ほどの事務担当者からの説明を聴いて質問等はございますか。

○ 地震の時はエレベーターを使わないというお話がありましたが、エレベーターの中において地震にあった場合の対応はどのようになっていますか。

△ エレベーターの中には外部に連絡するボタンがあり、これを利用して連絡を取るようになると思います。

● 地震発生時、エレベーター自体は近くの階に止まって扉が開くことになっているはずですが、万が一、揺れの関係で扉が開かない場合には、中から外部に連絡するボタンを利用することになると思います。

なお、業者からは、エレベーターのワイヤーが切れることはまず考えられないと聞いております。

○ 二つの質問をさせていただきます。一つ目は、東日本大震災 (3. 11) の教訓というものがあるかと思えます。震災当日は金曜日だったと思いますが、水戸地家裁の事件の審理に具体的な影響はあったのでしょうか。仮に何もなかったということであれば、被害が大きかった裁判所の教訓等があれば教えてください。二つ目は、水戸市の場合は東海第二原発が近くにあり、原発の影響で水戸市から避難することが想定されます。このような場合、県警本部であれば本部をつくば市内に移転する計画になっていると思いますが、裁判所では本部機能を県南地域の支部に移転する等の計画はあるのでしょうか。

● 3. 11 では期日を開いていましたが、地震により全ての期日を中止したと聞いております。揺れが収まり、物理的に裁判が継続できる状態にあ

ったとしても、当事者の方にすれば、ご自宅やご家族のことが心配だったりと、とても裁判をするような心境にはなかったからだと思います。従って、基本的には、大きな揺れが起きたら期日を中断し、収まった段階で当日の期日は終了させることになると思います。

次に本部機能の移転ですが、ご指摘のような事態になった場合に、別の支部に本部を設けるといような具体的な取り決めはしていません。このような最悪なケースにも目配りをした防災計画とすることを考えていきたいと思っています。

○ 裁判所には具体的な避難場所はあるのでしょうか。

● 具体的な避難場所は、特に決めておりません。基本的には、水戸地家裁の建物の耐震強度はD評価なので、躯体そのものが倒壊することはないという前提に立っておりますが、実際に地震が起きた場合には、当日の状況にもよりますが、一応の避難場所として正門前の広場を考えております。それから、例えば帰宅困難な来庁者や職員がいる場合、100名程度の規模であれば受け入れられる態勢がありますので、その規模内であれば対応可能です。裁判所の建物の安全性が確認できていることが前提ですが、自治体からの受入れの要請があれば、できる限り対応させていただきたいと思っています。

○ 地震発生時のマニュアルのようなものは作成していますか。

● 大規模地震の発生時にどのような行動を執るべきかということをもとめた資料があります。量的にはかなり多いものですが、これは水戸本庁だけでなく、管内支部や独立簡裁ごとに検討した資料を綴じ込んでいるからです。

文書の標目を見ますと、例えば、①負傷者の救護、②火災が発生した場合の対応、③職員の安否確認、④職員個人の行動指針など、多岐にわたっています。

有事の際は平常心ではいられないので、その時にいかにこの文書に沿っ

た行動ができるかが課題ですが、この点は実際に訓練を重ねるしかないと考えております。

- 調停委員として調停中のお話をしたいと思います。先ほど、調停中は裁判官や書記官等の職員が指示を行う旨の説明がありましたが、実際問題として、震災が起り混乱した中で、調停中はすぐに職員が対応してくれるか分からないという不安があります。結局は調停委員自身が判断して動かざるを得ないこととなりますが、調停委員として防災対策に関する研修を受けていませんので、今後調停委員に対する防災についての研修を予定しているのかをお伺いしたいと思います。

また、資料の分量が多いという説明がありましたが、仮に研修に参加しても分量が多いと実際に活用できないのではないかと心配があります。その点についてもお伺いしたいと思います。

- △ 3. 1 1の後に「地震発生時の安全確保等について」と題する文書を調停委員の皆様方にお配りしております。ただ、先ほどご指摘があったように、この書面に基づいた訓練や研修は実施しておりませんので、今後の課題であると思っております。

- 調停時に裁判官や書記官が対応してくれるか分からないというご意見がありましたが、これについて補足をさせていただきますと、調停の場合、調停委員が事情聴取や調整活動をしていることが多く、裁判官や書記官は要所要所で立ち会うという運用になっています。従って、時間的な多寡では、調停委員だけが当事者と接している時間が圧倒的に多く、裁判官や書記官がいる場面が少ないという実情があります。

- 私も調停委員をやっていますが、やはり調停中は裁判官や書記官は常時立ち会っていません。記録については書記官が片付けるとのことでしたが、実際のところは調停委員ができる限り対処せざるを得ないと思います。そして、一般の方から見れば調停委員も裁判所側の人間と思われております

ので、我先に逃げるわけにはいきません。そういう意味では、他の職員と同様、一般の方を優先して守るという対応が調停委員にも必要であり、そのための研修が必要であると思います。

● 調停委員の研修は地家裁とも年に数回行っていますが、災害時に調停委員が裁判所の非常勤職員として対応するという観点からの研修は行っていませんでした。今のお二人の委員からのご指摘は大変重要なご指摘であると思っております。そして、記録はもちろん大切なのですが、一番大切なのは何よりも命であると思います。命に代えてまで記録を守る必要はありません。記録についていえば、実際に震災が起きた時、連絡役の書記官等ができるだけ早く現場に駆けつけますので、その職員に記録を渡していただきたいと思っております。

○ 二つほどお聞きします。まず備蓄品の関係ですが、先ほど100名分に関し3日間の備蓄があるとの説明がありました。これは結構多いと思いたすが、どうしてこのような量にしたのですか。

次に、地域との関係ですが、防災に関して行政機関との連携はどのようになっているのですか。

△ まず、行政機関との連携ですが、現在のところ行政機関から具体的な要請はありません。要請があった場合は随時検討させていただきたいと思っております。

次に備蓄品の関係ですが、当庁の職員は約240名います。多くの職員がその日のうちに帰宅可能ですが、中には帰れない職員もおります。それから、来庁者で帰れない人もいます。それらを併せ考慮すると、想定として一応100名程度という規模になります。被災者の受入れの場合は、この規模の中で検討することになります。

○ そうすると、一般住民の方が避難したいということで来庁してもなかなか難しいということですね。であれば、裁判所の方で行政機関に働き掛け

ることはできないのでしょうか。

- これは私個人の認識ということで聞いていただきたいのですが、震災の当日は本当に急場です。従って、例えば現に避難を求めている方がいる場合に、行政からの要請がないから、あるいは形式的な要件が整っていないからとお断りするということではなく、むしろ受け入れる前提で検討すると思っております。ただ、物理的なスペースの問題もありますので、避難を求めている方のうちお年寄りや子どもを優先するといった臨機応変な判断はあり得ると思います。

△ 私は3. 1 1を直接経験しておりませんが、当時の関係者からは色々とお話を聞きました。それによると、3. 1 1の後の数日間は裁判所に避難された方がいたそうです。しかし、その数は多くはなく、またそのほとんどが裁判所から近くの学校等に移っていき、その後数日間でいなくなったとのことでした。

先ほど行政との連携というお話がありましたが、私もそこは大変重要であると考えております。ですので、私自身も過去に行政機関に働き掛け、震災の際は裁判所にも行政機関と同様の情報提供を頂けないかとお願ひしたことがありました。しかし、色よい返事は頂けませんでした。

現実問題として、震災時に裁判所に避難したい方がいた場合、当庁では100名で3日間過ごせる備蓄品があり、加えて上級庁からの支援物資も入ってきますので、ある程度の対応は可能です。しかし、それ以上の対応となりますと、やはり行政機関との連携次第になるかと思えます。

- 地震の場合、それに続く火災があると思います。火災については何かマニュアルのようなものはありますか。

△ 火災については、当庁において消防法に基づいた「消防計画」があります。その中には「大規模地震を誘因とする消防について」という項目もあり、一応のルール作りはされております。

● 行政機関との連携のお話が出ましたので、行政機関の方から何かご意見はありませんか。

○ 基本的には、避難場所は各市町村が指定しており、主に小中学校の教育機関が避難場所となっております。ただ、実際に避難する方の人数が想定を超える場合は、市町村から裁判所に対し避難場所の依頼をすることがあり得ます。また、地域住民自身が指定された避難場所を知らずに身近な裁判所を頼って来られる場合もあり得ます。

そのような場合、裁判所の方で臨機応変に対応していただけると行政機関としては大変助かります。

●他にこういったことをやるべきだとか、こういった物品等を準備すべきだといった質問はありませんか。

○ 発災後は、BCPということで優先度の高い業務から再開することはよく分かりましたが、弁護士会に対する情報提供という点ではいかがでしょうか。私は3.11を経験しましたが、当時、本庁に関する情報は入りましたが、支部については「当該支部では事件を再開しません。」というような抽象的な情報しか入らず、対応に苦慮した記憶があります。管内支部の情報を弁護士会にどのように提供するのかをお伺いします。

● 事件関係に係る発災後の情報提供について事務局から説明します。

△ まず、3.11の時の対応ですが、ほとんどの手続が中止になりました。

例えば民事の事件であれば期日を延期したり、あるいは、当時刑事事件で裁判員裁判が3月に入っていましたが、その手続を中止し、期日を延期するという手配をしたと聞いております。

伝達方法としてはメディアや上級庁を通してご案内したと聞いておりますが、弁護士会に対しどのような形で伝達したのかということについては把握しておりません。

● 発災後の優先度としては、刑事関係でいえば、令状等の身柄が絡む事件、

民事関係でいえば、①保全事件、②DV事件、③人身保護事件となっております。そして情報提供については、これは全くの推測ですが、3.11の時は「事件関係を当面休止する。」という形で提供したのではないかと思います。もちろん、先ほどご指摘がありましたように、これでは対応に苦慮しますよね。この点については、3.11の際に震源地に近かった日立支部を例にすると、県北地域は被害が大きかったため、職員を確保できるのかという問題や、裁判官が地裁・簡裁含めて2名しかいないので、そもそも裁判官が登庁して期日を開けるのかという問題がありました。そのため情報提供としては、「当面は開けません。」という抽象的なものにならないを得なかったという事情があるかと思います。

また、弁護士会との関係でいうと、震災に特化した業務継続に関するやり取りは、私の知る限りでは今のところないと思いますが、その点弁護士会の方ではいかがですか。

- 私は弁護士会の災害対策委員になっていますが、弁護士会ではまだそういう話はありません。今回は、今後はどうするのかというスタンスでお聞きしました。
- 確かにBCPについては、弁護士会、検察庁を含めて話をしなければならぬと考えます。東京では3庁で定期的に話をしていると聞いておりますので、水戸でも今後どのように進めるのかを検討したいと思います。
- 裁判所を利用する国民の立場からすれば、一番裁判所に期待しているのは記録の保全であると思います。例えば、民間企業では、記録を電子データ化して、東日本の本部が災害にあった場合でも、西日本の支社がデータをバックアップして対応できるようにしております。裁判所の場合、紙ベースが多いと聞きますが、記録を電子データ化するような動きはありますか。
- 現在、裁判所の記録は紙が原則となっております。事件が係属中のとき

は書記官室で保管し、事件が確定しますと、民事事件であればそのまま裁判所の記録庫に保管され、刑事事件であれば記録を検察庁に移し、検察庁で保管されます。

最近動きがありまして、「裁判手続のIT化」という言葉を新聞等で見聞きしたことがあるかもしれませんが、IT化の検討会が内閣官房で設置され、検討が進み、最近取りまとめが公表されました。具体的には、全面的に訴訟手続を電子化する方向で動いており、まずは民事手続のIT化の取組が検討されております。

ただ、その前提としてセキュリティの問題を解決しなければならないので、実現の時期について具体的な見通しは立っておりませんが、IT化が実現すると裁判所に出頭しなくてもテレビ会議等で期日を開くことができるので、特に経済界からの要請が強く、そういった意味ではそれなりのスピード感で進むのではないかと思います。

とはいえ、現在のところ原則は紙ベースですので、災害が起きたときに記録を他の地域から入手できるという手はずにはなっておりません。その場合は、民事であれば代理人が写しを持っていますので、それを基に記録の複製をしていくことになると思います。この点について、刑事記録を保管している検察庁はいかがですか。

- 送致された事件や係属中の事件については、第一次捜査機関である警察署に記録の写しがあります。例えば、地検や裁判所が火災に遭って記録が滅失してしまった場合でも、警察署は強固な建物ですので、そこに保管してある写しから記録を復元することになります。ただ、地検の供述調書等はパソコンで作成し、電子データで保管するため、完全な記録の復元とまではいかないかもしれません。

次に電子化についてですが、私の知る限り、記録の保管を今後電子化するという話はまだ聞いておりません。

● 裁判所や検察庁で取り扱う記録は個人情報のかみみたいなものですから、基本的には、代理人や警察署等で保管する本来の記録以外の写しで複製するということになります。また、現時点では、災害に備えて記録の複製を別の場所に預けることもしておりません。

○ 凶悪事件の裁判は時間が長いと思われるので、来庁者が裁判所にいる時間が長いでしょうから、地震があったときの訓練については必要であるということと、凶悪事件の裁判中に地震があれば、被疑者や被告人が脱走するなどの二次災害が出るおそれがありますので、その辺の訓練についてはどうお考えでしょうか。

● 被疑者や被告人については警察や拘置所の方が押送してくるということが多いですが、警察や拘置所と打合せをする機会がありますので、差し支えない範囲でその辺のところを刑事部の方からご紹介ください。

○ 被告人や被疑者については、震災時は警察や拘置所の職員と裁判所職員が連携し避難させるということで関係部署と調整しており、定期的に打合せもしております。

● 打合せにつきましては去年と今年の2回、警察や拘置所の関係者と開廷中に大地震が起きた場合を想定して訓練形式で行い、お互いに気づいた点を指摘し合っております。最終的には、収容されている施設に車で戻っていただくということになりますが、どの段階で裁判所の中を移動するのか、どうやって車を出すのかなどについて、定期的に打合せをしております。

裁判所には様々な方が来庁されますが、高齢者の方を避難させる際の留意点はありますでしょうか。

○ 高齢者施設においては寝たきりの方もいらっしゃいますが、2階建ての建物ですとエレベーターが止まっているため、ベッドごと移動させることは不可能です。また、車椅子に乗っている方がいらっしゃれば、その方の搬送については慎重に行う必要があるかと思えます。

- 車椅子の方を職員何名かで支えて階段を降りるのは危ないように思われますが、いかがでしょうか。
- 仮にそのような形で対応するとすれば、4人程度で支えることが望ましいと思います。

庁舎内に担架はありますか。
- △ 担架は2台用意しています。
- 担架を利用することも考えられますが、やはり階段の利用時には注意する必要があると思われまます。
- 担架を利用するにしても、階段を降りる訓練を日常的に行っている訳ではありませんので、この点は大きな課題だと思います。なお、車椅子については庁舎内に3台用意しております。
- ある検察庁では、座った状態で利用できる担架があり、地震で負傷者が出た場合に備えていると聞いています。
- 児童福祉関係の方から、子どもを避難させる際の留意点について何かございますでしょうか。
- 子どもは慌てて行動してしまい、職員側ではコントロールできないこともありますから、大人がしっかり抱き締めて連れて行かなければならないことも多いです。
- 家庭裁判所ですと、親子関係の事件で小さいお子さんが来庁することもあると思いますが、この点いかがでしょうか。
- 乳飲み子だとベビーベッドが利用できますが、もう少し大きなお子さんだと部屋から飛び出さないように配慮しなければなりません。災害が起きた後、どこにお子さんがあるのか分からないのが一番怖いのではないかと想像しますが、調停委員としてはそのような訓練や研修を受けていませんので、今後の課題であろうと思います。
- 裁判所の庁舎内で地震に遭った場合について、弁護士の立場から何かお

考えのことはありますか。

- 例えばDV絡みの離婚調停事件で、相手方と会わないように配慮している事件について、代理人一人で対応できない場合は調停委員や書記官と連携して裁判所の門扉まで送っていただくことになるのかなと思います。私は家事調停委員もしており、調停委員の立場からすると、代理人が付いている事件はある程度代理人にお任せできると思いますが、代理人が付いていない事件では、調停委員が積極的に相手方当事者と会わないように配慮しながら送り出す必要があるのかなと思います。
- 最近では、調停事件の当事者間の感情の対立が非常に激しくなっている傾向があります。そういった場合は待合室を違うフロアに分けて用意して、場合によっては調停委員が移動して調停をすることもあります。そのような事件を扱っている際に被災した場合、家裁としてこういった配慮ができるのかは課題として認識しているところです。この点について家裁の総務課長から補足することはありますか。
- △ 大きな地震が起きた場合は緊急事態であり、まずは職員や来庁者全員の身の安全の確保が最優先事項になると思います。そのような場面で配慮を要する事件の当事者に対して、職員や調停委員がどこまでの配慮ができるのかという点は、今後、訓練などによって各職員や調停委員が意識を高めしていく必要があると考えます。
- 対立の激しい当事者が利用している部屋を担当部署の職員が把握して、緊急時にそれを前提に職員が配慮した動きがとれるかという点は大きな課題だと思います。また、当事者が幼児を連れていた場合に、裁判所で被災し、2、3日帰れなくなった際には、おむつなど、幼児用の備蓄品の面も課題になり得ると認識しております。
- 東日本大震災の際、特に民事事件の法廷では、訴訟を中断するというアナウンスをしっかりとしていなかった点を指摘しておきたいと思います。訴

訟代理人として心配しているのは、中断していないのに勝手に帰ってしまったと思われて当事者が不利益を受けるようなことがあれば、弁護士としては弁護過誤となってしまいます。本日、原則的な取扱いのお話をいただきましたが、おそらく多くの弁護士は知らないと思うので、何らかの機会に裁判所の原則的な取扱いをお話いただければと思います。

- 説明にあったとおり実際できるのか、実際は混乱して当事者が帰ってしまうなどの事態があるのではないかという心配があるとのことですが、東日本大震災のときは、当事者が被災の事情により申立てなどの期限が守れないときは裁判所は柔軟に対応し、当事者の不利益にならないようにする運用を全国的に実施したと聞いています。例えば、大地震が起きて法廷から当事者がいなくなった場合には訴訟手続をいったん終了するなどの運用になるのではないかと思います。民事部の方から何かございますか。
- 震災発生時に当事者が不利益を受けるような運用をすることはないかと思いますが、ご指摘の点は裁判所としても気をつけたいと思います。
- 震災発生時には、当事者が不利にならないようにということを第一に考えていくということになるかと思います。

他に何かございますでしょうか。皆様の職場で裁判所も参考になるような取組があれば是非ご教示いただければと思います。報道機関の方で、例えば災害報道などを通じて参考になることがありますでしょうか。

- 情報伝達の面に関して、新聞報道では、例えばライフラインの復旧情報などを掲載しますが、その中で裁判の期日情報を載せるという選択肢も考えられるところです。しかし、誌面のスペースにも限りがあるため、なかなか難しいところです。ただ、今はインターネットも発達しておりますので、インターネットの記事を利用して裁判の期日情報を報じることも考えられるかなと思います。
- 先ほどのご指摘にもありましたとおり、裁判所としては、当事者に不利

にならないような情報発信を考えていく必要があると思います。

大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。調停委員の研修、検察庁や弁護士との協議、あるいは行政機関との意思疎通のあり方など様々のご指摘をいただき、今後検討しなければならない課題が山積していると改めて認識いたしました。頂いたご意見は、実行できるものからしていくということで検討させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

5 次回のテーマ

- (1) 地方裁判所委員会につき、「民事調停について」
- (2) 家庭裁判所委員会につき、追って指定

6 次回の開催期日

- (1) 地方裁判所委員会につき、平成30年11月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 家庭裁判所委員会につき、追って指定

以 上